

ストック・オプションの会計処理

Q

従業員へのインセンティブとして、ストック・オプションの発行を検討しています。ストック・オプションの内容と会計処理について教えてください。

A

ストック・オプションは、新株予約権として、平成13年11月の商法改正において制度が導入され、以後その利用が活発化しています。そこで、ストック・オプションの会計処理および決算書等への開示を明らかにするため、「ストック・オプション等に関する会計基準」(以下、基準) および「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(以下、適用指針) が定められています。

本稿では、基準および適用指針に従って、会計処理の内容および、未公開企業(非上場企業)における取り扱いを説明します。

1. スtock・オプションとは

ストック・オプションとは、自社の株式を一定の金額の支払により取得する権利(コール・オプション)である「自社株式オプション」のうち、特に企業が従業員等に報酬として付与するものをいいます。

ストック・オプションには、権利行使により株式を取得するにあたり、勤務条件や業績条件等の条件が付されているものが多く見られます。勤務条件とは、従業員等の一定期間の勤務や業務執行に基づく条件をいい、業績条件とは、一定の業績(株価を含む)の達成または不達成に基づく条件を指します。

2. スtock・オプションの会計処理

ストック・オプションを付与し、これに応じて企業が従業員等から取得する労働や業務執行等のサービスは、その取得に

じて費用として計上し、対応する金額を、ストック・オプションの権利の行使または失効が確定するまでの間、貸借対照表の純資産の部に「新株予約権」として計上します(表)。各事業

年度における費用計上額は、ストック・オプションの公正な評価額のうち、対象勤務期間を基礎とする方法その他の合理的な方法に基づいて当期に発生したと認められる金額です。ここでの「公正な評価額」とは、一般に、市場において形成されている取引価格、気配値または指標

その他の相場に基づく価値(以下、市場価格)をいいます。市場価格がない場合でも、ストック・オプションの原資産(元になる資産)である自社の株式の市場価格に基づき、

表 貸借対照表記入例

借方	貸方
(資産の部)	(純資産の部)
株式報酬費用 XXX	新株予約権 XXX

その他の相場に基づく価値(以下、市場価格)をいいます。市場価格がない場合でも、ストック・オプションの原資産(元になる資産)である自社の株式の市場価格に基づき、

合理的に算定された価値を入手できるときには、その合理的に算定された価値は公正な評価額と認められます。

長井一浩

(株)キャピタルストラテジー・コンサルティンク
(商工研相談業務委嘱先)
公認会計士

3. 公正な評価単価

ストック・オプションの公正な評価単価の算定をどのように行うかによって、費用計上額に影響することになります。なお、算定方法は専門的な内容となるため、本稿では触れません。

◆ストック・オプションの公正な評価単価の算定について
付与日現在で算定し、条件変更の場合を除き、その後は見直しません。

・通常、市場価格を観察できないため、株式オプションの合理的な価値の見積りに広く受け入れられている算定技法を利用することになります。算定技法の利用にあたっては、付与するストック・オプションの特性や条件等を適切に反

映するよう必要に応じて調整を加えます。ただし、失効の見込みについてはストック・オプション数に反映させるため、公正な評価単価の算定上は考慮しません。

4. 権利確定日後の会計処理

ストック・オプションが権利行使され、これに対して新株を発行した場合には、新株予約権として計上した額のうち、権利行使に対応する部分を払込資本に振り替えます。なお、新株予約権の行使に伴い企業が自己株式を処分した場合には、自己株式の取得原価と新株予約権の帳簿価額および権利行使に伴う払込金額の合計額との差額は「自己株式処分差額」となります。

権利不行使による失効が生じた場合には、新株予約権として計上した額のうち、失効に対応する部分を失効が確定した期に利益として計上します。

5. スtock・オプションの条件変更の会計処理

ストック・オプションにおける「条件変更」とは、付与した

ストック・オプションの条件を事後的に変更し、その公正な評価単価、数、合理的な費用の計上期間のいずれか一つ以上を意図して変動させることです。

◆ストック・オプションの公正な評価単価を変動させる条件変更

・条件変更日におけるストック・オプションの公正な評価単価が、付与日における公正な評価単価を上回る場合には、その上回る部分に見合うストック・オプションの公正な評価額の増加額について、追加的に費用計上を行います。

・条件変更日におけるストック・オプションの公正な評価単価が、付与日における公正な評価単価以下となる場合には、引き続き当初の評価単価に基づく費用計上を継続します。

◆ストック・オプション数を変動させる条件変更

・ストック・オプションの権利確定条件を変更する等により、ストック・オプション数を変動させた場合には、当初の費用計上を継続して行うことに加え、条件変更によるストック

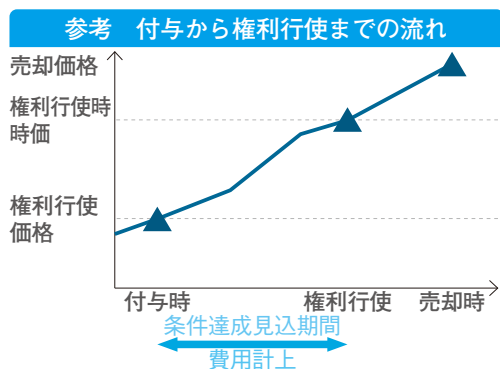
ク・オプション数の変動に見合うストック・オプションの公正な評価額の変動額を、合理的な方法で残存期間にわたり計上します。

◆費用の合理的な計上期間を変動させる条件変更

・ストック・オプションの対象勤務期間の延長、短縮に結びつく勤務条件の変更等により、計上期間を変動させた場合には、変更前の残存期間に計上すると見込んでいた額を、合理的な方法で新たな残存期間にわたり費用計上します。

6. 未公開企業での取り扱い

未公開企業については、スト



ック・オプションの公正な評価単価に代えて、ストック・オプションの「単位当たりの本源的価値」の見積もりに基づいて会計処理を行うことができます。

すなわち、付与日現在でストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積もり、その後は見直さないこととなります。

「単位当たりの本源的価値」とは、算定時点においてストック・オプションが権利行使されると仮定した場合の単位当たりの価値であり、その時点におけるストック・オプションの原資産である自社の株式の評価額と行使価格との差額をいいます。

すなわち、自社の株価／行使価格であれば、差額／0となり、差額が本源的価値です。逆に自社の株価／行使価格であれば、差額△0であり、本源的価値は0です。従って、この場合はストック・オプションの会計処理が行われないことになります。

このように、未公開企業においては、自社の株価と自ら設定する行使価格の関係によって、会計処理に影響が及ぶこととなるのです。

